

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金
(家庭用)

補助制度の手引き

地域脱炭素移行・再エネ推進事業（重点対策加速化事業）

令和5年度

1. 補助の対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

補助対象者の要件

- (1) 令和5年8月31日以降に、居住する市内の住宅又は住宅の敷地内に新たに太陽光発電設備等を導入し、発電した電力を自らが居住する住宅において使用すること
- (2) 補助対象者が属する世帯の全員がこの要綱による補助金の交付を受けていないこと
- (3) 補助対象者が属する世帯の全員が市税を滞納していないこと
- (4) 補助対象者が属する世帯の全員が八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

2. 補助対象設備の要件

各補助対象設備において、次に掲げる要件をすべて満たすこと

共通要件

- (1) 中古設備でないこと

ア.太陽光発電設備

- (1) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること
- (2) 発電量を計測する機器を備えること
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT制度）又はFIP制度の認定を取得しないこと
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること

イ.車載型蓄電池

- (1) ア.太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であること
- (2) 原則として太陽光発電設備と接続して、充電を行うものであること
- (3) 外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」）の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること

(4) 本補助金と「CEV 補助金」の併用をしていないこと

ウ.普通充放電設備

- (1) ア.太陽光発電設備及びイ.車載型蓄電池で導入する設備の付帯設備であること
- (2) 原則として太陽光発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること
- (3) 「CEV 補助金」で交付対象となる銘柄であること

3. 補助の金額

補助対象設備ごとの補助額は、次の表のとおりです。

補助対象設備	補助額
ア.太陽光発電設備	4万円/kW（上限12万円）
イ.車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）	2万円/kWh（上限50万円）
ウ.普通充放電設備	本体価格（税抜）の1/2（上限10万円）

※ア.太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費した後の、余剰分の電力については、売電することが可能です。ただし、FITやFIPの活用はできません。

4. 交付申請

申請方法

「ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金交付申請書（様式第1号）」と下記書類を添えて、環境保全課にご提出ください。

申請用紙については、八尾市のホームページからダウンロードいただけるほか、八尾市立リサイクルセンター学習プラザめぐるにて配付しています。

※先着順で受け付け、予算額に達した場合は予告なく募集を終了します。

申請期間

- ア.太陽光発電設備のみを購入される方は、令和5年8月31日から令和6年1月31日までが申請期間となります。
- イ.車載型蓄電池及びウ.普通充放電設備を、ア.太陽光発電設備とセットで購入される方は、令和5年8月31日から令和5年10月31日までが申請期間となります。

交付申請書に添付する書類

- ① 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
- ② 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図（位置図）
- ③ 補助対象設備のメーカー、型式及び容量等、設備仕様が確認できる書類
・太陽光発電設備の補助申請については、自家消費率 30%以上がわかる資料（太陽光発電設備自家消費率計算シート（交付申請））の提出が必要です。太陽光発電設備自家消費率計算シートについては、以下の URL に掲載しております。
<https://www.city.yao.osaka.jp/0000069869.html>
- ④ 申請者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きのものは1点。公的機関発行の健康保険証等の顔写真なしのものは2点）の写し
- ⑤ 申請者及び申請者の属する世帯について市税の滞納がないことの証明
- ⑥ ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金の申請に係る確認表（様式第1号の2）
- ⑦ ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）承諾書（様式第2号）
（補助対象設備を設置する住宅が自己の所有に属さないとき、又は共同所有のときに限る。）
- ⑧ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5. 実績報告

報告方法

補助対象設備の設置が完了したときは、完了日から 20 日以内又は交付の申請を行った年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金実績報告書（様式第 6 号）と下記の書類を添えて、環境保全課にご提出ください。

ただし、令和 6 年 3 月中に事業が完了し、同年 3 月末までに本市からの補助金の支払いが可能な場合は、（変更・中止）承認申請書（様式第 4 号）に必要事項を記入しご提出ください。

事業の完了とは補助対象設備の支払いが完了した日となります。

実績報告書に添付する書類

- ① 補助対象設備の設置に係る契約書の写し
- ② 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）
- ③ 補助対象設備の設置状況を示す写真
- ④ 補助対象設備の保証書の写し

- ⑤ 車載型蓄電池及び普通充放電設備を設置する場合、太陽光発電設備と直接連系していることが確認できる書類
- ⑥ 太陽光発電設備に関する自家消費率 30%以上がわかる資料（太陽光発電設備自家消費率計算シート（実績報告））
- ⑦ 本市に居住していることがわかる書類（住民票の写し等）
- ⑧ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

実績報告から交付額確定・補助金の振り込みの期間については、手続きの状況にもよりますが、実績報告書受付後から交付額確定までは1ヶ月程度、補助金の交付までは2カ月程度となります。

6. 提出方法

令和5年8月31日（木）から受付を開始します。

書類の提出は持参、郵送及び電子申請でお願いします。

補助制度について詳しくは環境保全課までお問い合わせください。

●書類提出先・問い合わせ先●

〒581-0026 八尾市曙町2-11 リサイクルセンター学習プラザめぐる2階

八尾市役所環境部環境保全課

（ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金事務局）

電話番号：072-924-9359